

甲賀市立小原小学校
いじめ防止基本方針

令和 7 年（2025 年）4 月 1 日

甲賀市立小原小学校

目 次

1. はじめに.....	- 1 -
2. いじめの定義	- 1 -
3. いじめの禁止	- 2 -
4. いじめ防止等のための組織.....	- 2 -
◎ 生徒指導体制.....	- 2 -
5. 学校全体としての取組.....	- 2 -
学校の基本姿勢.....	- 2 -
(1) いじめ防止のための取組	- 3 -
(2) いじめの早期発見	- 3 -
(3) いじめへの対処.....	- 4 -
(4) 家庭及び地域との連携.....	- 4 -
《家庭》	- 4 -
《地域》	- 4 -
(5) 関係機関との連携	- 5 -
6. 重大事態への対処	- 5 -
(1) 重大事態の意味について	- 5 -
(2) 事実関係を明確にするための調査の実施.....	- 5 -
7. 基本方針の見直し	- 6 -
8. いじめ防止等に向けての年間計画.....	- 6 -

甲賀市立小原小学校 いじめ防止基本方針

令和 7 年（2025 年） 4 月 1 日

甲賀市立小原小学校

1.はじめに

いじめ問題への対応は学校における重要課題の一つである。その解決のため、学校が一丸となって組織的に対応していかなければならない。平成 25 年 9 月 28 日に施行されたいじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、ここに本校のいじめ防止等に関する基本的な方針（以下「学校の基本方針」という）を策定する。

いじめ問題への取組は、県、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、それぞれの役割と責任を自覚し、いじめ問題を克服することを目指して行われなければならない。

いじめは、全ての児童に関する問題である。いじめ防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにしなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにしなければならない。

2.いじめの定義

- 1 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校において、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 3 「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。
- 4 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）などをいう。
- 5 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えないうところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

3.いじめの禁止

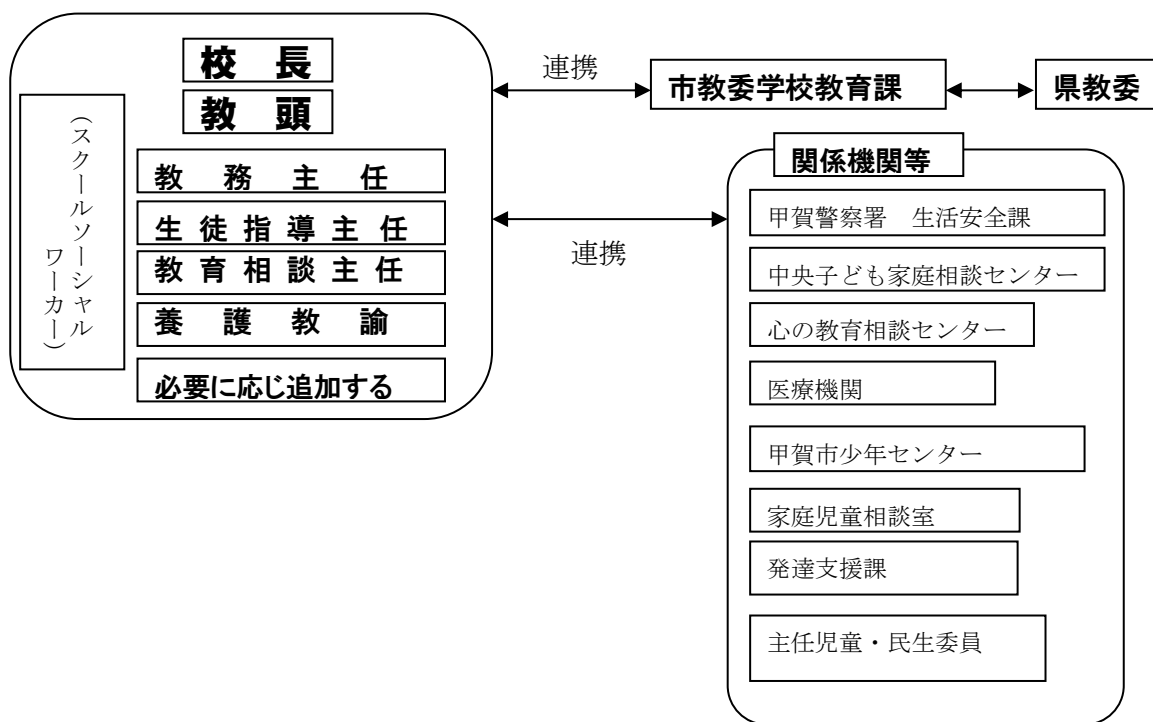
児童は、いかなることがあろうともいじめを行ってはならない。また、いじめが行われているのを周りで見たり、聞いたりしたときは、速やかに周りにいる教職員、保護者、地域の大人に相談をすること。

4.いじめ防止等のための組織

「いじめ」はいじめられた児童の立場になって問題の解決に当たらなければならない。そのためには、児童本人や周辺の状況等を客観的に確認していくことが大切である。いじめの認知については、特定の教職員がするのではなく、いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

学校には、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめの対処）のための組織を置き、その組織体制は、以下の組織図による。この組織は、いじめ防止等に関わり、学校内で中心的な役割を果たすものとする。

◎ 生徒指導体制（いじめ防止委員会）



5.学校全体としての取組

学校の基本姿勢

校内研修をはじめとして、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る取組をもとに、いじめの防止、いじめの早期発見・いじめへの対処に関する取組方法等を具現化し実践していく。こうした取組を徹底しながら、絶えず情報交換をし、全教職員で共通理解を図り、さらに、学校マネジメントシステムを有効に活用しながら、PDCAサイクルを通して取組の充実を図っていく。

（１）いじめの未然防止のための取組

いじめの未然防止については、学校教育活動全体を通じて、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、日々の活動の中で一人ひとりをしっかりと見とれるよう取組を進めていく。

① 児童の豊かな情操と道徳心を培う。

学校教育目標「自立と共生の心を持ち、いのち輝く子どもの育成」

② 児童があらゆる活動の中で、自己有用感や自己存在感がもてる取組を進める。

- ・自己決定の場を大切にした学習活動・特別活動
- ・自己有用感や自己存在感を味わえる学習活動・学級集団づくり
- ・子ども主体の児童会いじめ防止活動

③ 道徳教育、人権教育及び体験活動等の充実を図る。

- ・考え議論する道徳教育・人権の日（毎月 22 日）
- ・豊かな体験活動

ワクワク農園での栽培活動…自然体験

ワクワク農園・収穫祭…地域の方との交流・ふるさとを大切にする心

淡路島モンキーセンターとの交流…いのちの尊厳・共生の心

本物に触れる…うみのこ・やまのこ・ホールの子

文化芸術による子供の育成事業（文化庁）

（２）いじめの早期発見

いじめは、迅速な対応が求められる。そのためには、全ての大人が連携して、児童の些細な変化に気づく力を高め、どんな些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知して取組にあたる。

① 日々の行動観察（表情・交友関係・持ち物・言動等の変化）による実態把握。

毎週打ち合わせ時の「子どもを語る会」における全教職員による情報共有

日々の職員室での情報交換

支援員等、非常勤職員との連携

② いじめの早期発見のための、定期的なアンケート調査や教育相談の実施。

ふれあいアンケート（毎学期）

ふれあいウィーク（アンケートを踏まえた個別の懇談）

③ さまざまな電話相談窓口等の周知により、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。

子ども SOS 等

④ 地域・家庭・関係機関と連携して児童を見守っていく。

学校における取組の発信（校報・HP 等）…保護者や地域に

学校評議員会、教育後援会、スクールガード、民生委員児童委員との連携

（３）いじめへの対処

いじめが確認された場合、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し事情を聞き取り、さらにいじめたとされる児童に対して事情を確認するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、弁護士、医師等の外部専門家とも連携して、適切な支援や情報の共有、具体的な今後の取組方策の策定を行う。

- ① 学校としての組織的対応をする。
- ② 家庭や教育委員会への連絡・相談をする。
- ③ 事案に応じて、関係機関との連携を図る。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。（ただし、これらの要件が満たされている場合でも、必要に応じて他の事情も勘案して判断するものとする。）

- ① いじめが止んでいる状態が相当の期間（少なくとも３か月を目安）継続している。
- ② いじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを被害児童本人及び保護者に対し、面談等により確認できている。

なお、いじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階にすぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童及び加害児童について、日常的に注意深く観察する。

（４）家庭及び地域との連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

《家庭》

学校と保護者とが一体となった取組をするために、学校便りや、学年通信、学級通信等の情報発信に気をつけ、学校の情報を見逃さないように気を配る。家庭においても、保護者に意識してもらえるように「子どもたちのＳＯＳをキャッチしよう」等を配布して、保護者と協力しながらいじめを未然に防止し、初期の段階で阻止できる取組を実施する。また、家庭での子どもの様子を伺いながら、現代に生きる子ども達が抱える問題に共通認識で対応できるよう取組を図っていく。

- ① 学校と保護者とが情報を共有する。
- ② 家庭でのいじめの気づきのための取組を進める。
- ③ ＰＴＡの活動で「いじめ未然防止」等の研修の充実を図る。

《地域》

学校運営協議会において、学校が抱える問題を議題として話し合いを進める。特に、いじめについては様々な立場の委員から建設的な意見をいただきながら取組を進め、ときには協力を仰ぐ。

また、主任児童委員をはじめとして、民生委員児童委員、地域ボランティア等の協力を仰ぎながら、地域での子育ての在り方や、親子での取組等を通して、地域としての子どもへの関わりを深めよう。

- ① 学校運営協議会への働きかけを進める。

毎学期の学校運営協議会での情報共有・取組説明・連携

- ② 地域へのいじめ防止等への周知を進める。

校報・HP 等による発信

- ③ 地域の関係団体との連携を進める。

自治振興会・教育後援会・民生委員児童委員・放課後学習「夢の学習」

（５）関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、市教育委員会との連携はもとより関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要である。いじめが、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める場合は、早期に警察に相談することとし、特に、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、直ちに警察に通報することとする。なお、そうした際には、教育的な配慮や被害者の意向への配慮も踏まえた上で、早期に、警察に相談・通報の上、連携した対応をとる。

- ① 市教育委員会や関係機関との連携を図る。
- ② 児童への学校以外の相談窓口の周知を図る。
- ③ 必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図る。

6. 重大事態への対処

（１） 重大事態の意味について

重大事態とはいじめにより次のような事態に陥ったことである。

- ① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などである。

- ② 「相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

- 不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、迅速に調査に着手することが必要である。（病名等、原因がはっきりしている場合を除き、2 日連続で欠席した場合は家庭訪問を実施する。）

上記により、学校または市教育委員会が重大事態と判断した場合には、学校または市教育委員会が調査等にあたる。

（２） 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実確認を明確にする」とは、重大事態にいたる要因となったいじめ行為が、

- ・いつから(いつ頃から)か
- ・誰から行われたか
- ・どのような態様だったのか
- ・いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係の問題点は何か
- ・学校教職員がどのように対応したか

こうした客観的な事実関係を速やかに調査する。

また、調査においては、累積性、複合性について遡及調査ならびに周辺調査を行うものとする。

事案に係る事実確認や保護者対応、ケース会議等、一連の動きや確認事項・対応については、時系列で記録しておく。

この調査は、学校と市が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものとし、争訟等への対応を目的とはしない。

調査を実りあるものにするために、市や学校に不都合なことがあっても、事実にしっかりと向き合い、主体的に再発防止に取り組むものとする。

7. 基本方針の見直し

基本方針は随時見直し、より実効性のあるものとしていく。

8. いじめ防止等に向けての年間計画

本年度「ストップいじめ行動計画・年間計画」(甲賀市立小原小学校)

月	教職員・児童生徒の取組や活動	P T A・地域の取組や活動
4月	☐ いじめ防止委員会(指導方針、指導計画等) ☐ 職員研修(ストップいじめアクションプラン、いじめ防止基本方針の確認、共通理解) ○児童会による「なかまのつどい」1年生を迎える会 いじめ防止のための全校への呼びかけ	△いじめ根絶に向けた取組の活動テーマ 重点活動への位置づけ、実践
5月	○児童会中心にいじめ防止に向けた取組の立案、実践 ☐ 職員研修(いじめの早期発見と指導のあり方)	
6月	○行事を通じた人間関係づくり(音楽会) ☐ 「生活アンケート」実施、分析 ☐ 第1回ふれあいウィーク(教育相談週間) ☐ 保小連絡会(新1年生の現状と課題) ☐ 職員研修(特別支援教育)	△地区別懇談会(情報交流)

7 月	☐ 「学校評価」実施、分析 ☐ いじめ防止委員会 (1学期の評価と2学期の取組の方向づけ)	◇小原の子どもを語る会（民生委員児童委員、主任児童委員との懇談） ◇第一回学校運営協議会 いじめ防止に向けた取組の説明 情報交換，協力依頼
8 月	☐ 職員研修（道徳教育、人権教育） ☐ 職員研修（国際理解教育）	
9 月	☐ 職員会議（夏季休業を終えての子どもの方すについて情報交流） ☐ 「生活アンケート」実施、分析	
10 月	○行事をととした人間関係づくり（体育大会） ○行事をととした人間関係づくり（収穫祭）	
11 月	☐ 「生活アンケート」実施、分析 ☐ 第2回ふれあいウィーク（教育相談週間）	
12 月	☐ 人権週間（人権意識啓発） ☐ 人権学習会（人権意識の向上） ○児童会による人権啓発の取り組み ☐ 「学校評価」の実施、分析 ☐ いじめ防止委員会 (2学期の評価と3学期の取組の方向づけ)	△親子人権学習会 ◇第二回学校運営協議会 「PTA学校評価」をもとにした学校の課題についての話し合い、情報交換
1 月	☐ 職員会議 冬季休業を終えての子どもの方すについて情報交流	
2 月	☐ 「生活アンケート」実施、分析 ☐ 第3回ふれあいウィーク（教育相談週間） ☐ 保小連絡会（次年度新入生の現状と課題）	◇第三回学校運営協議会 「学校関係者評価」をもとにした学校の課題についての話し合いと次年度への方向付け △本年度の活動の評価と次年度の課題 情報交換

3 月	☐ いじめ防止委員会（本年度の評価と次年度取組の方向づけ、いじめ防止基本方針の見直し） ☐ 保幼小・小中連絡会（指導記録の引継等）	
年 間 を 通 し て	☒ 学級経営の充実（学級目標・生活目標の具体化） ☐ 週1回ののびのびタイム（学級遊び）やチャレンジタイム（運動遊び）を活用した子ども同士、教師と子どもとの人間関係構築 ☐ 話し合い活動（各学級、学校の諸問題解決に向けて） ☐ 各月の縦割り遊び（人間関係の構築） ☒ 毎週水曜日打ち合わせ時、子ども支援情報共有・共通理解	☐ あいさつ運動の推進による子どものコミュニケーション能力の育成

☐ : 教職員の取組や活動
☐ : 児童の取組や活動
☐ : P T Aの取組や活動
☐ : 地域の取組や活動
（特に重点的に取り組む内容については、☒、☒、☒、☒のマークを付ける）